

(職長等の教育を行うべき業種)

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

[令和4年2月24日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）が公布され、令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育（以下「職長教育」という。）の対象業種が拡大されます。](#)

本改正により、令和5年4月1日からは職長教育の対象業種に以下の2業種が追加され、職長教育の実施が必要となりますので、ご注意ください。

追加業種
食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）
新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種となっており、本改正により、全ての食料品製造業（日本標準産業分類の「中分類 09-食料品製造業」に該当する業種）が職長教育の対象となります。